

## 生活環境課

### 1 廃棄物指導

#### (1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可について

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、許可をした業者は次のとおりである。

##### ア ごみ（収集運搬業）

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	木村工業（株）	木村 鐘一	明石市大久保町ゆりのき通1丁目5-17 〒674-0068 TEL 078-936-3425
2	長田環境開発（有）	長田 良彦	三木市志染町広野2丁目20-22 〒673-0541 TEL 0794-85-0555
3	（株）巴山環境	朝本 秀生	小野市日吉町570-65 〒675-1315 TEL 0794-63-2910
4	三木美化センター（株）	村岡 裕子	三木市別所町高木622-1 〒673-0435 TEL 0794-83-2611
5	ミズホ商会	藤川 英之	三木市細川町中里282 〒673-0702 TEL 0794-88-2158
6	（株）カンキョウ	柳 真成美	加西市北条町黒駒6-3 〒675-2313 TEL 0790-42-4131
7	（株）かんぜおん	土本 直未	西脇市鹿野町1050-2 〒677-0033 TEL 0795-23-3599

##### イ 浄化槽汚泥（収集運搬業）及び浄化槽清掃業

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	（株）あさひ企画	中元 忍	小野市三和町879-2 〒675-1357 TEL 0794-66-2202
2	大貫衛生舎	大貫 薫	三木市緑が丘町東2丁目12-1 〒673-0533 TEL 0794-85-3110
3	菊水工業（株）	福井 雅也	神戸市中央区中山手通7丁目3-4 〒650-0004 TEL 078-341-1788
4	中井清掃（有）	中井 慶一	三木市志染町青山6丁目16-10 〒673-0521 TEL 0794-84-1902
5	西播環境整備（株）	藤井 美佳	姫路市広畑区蒲田1丁目1516-7 〒671-1102 TEL 079-237-0331
6	（株）大洋	尾崎 誠治	姫路市山吹2丁目11-12 〒670-0085 TEL 0792-97-5411
7	（株）アクア・トゥエンティーン	中末 敏和	姫路市刀出809 〒671-2241 TEL 079-267-5521
8	（株）阪神水道衛生社	森嶋 一夫	神戸市中央区大日通4丁目2-6 〒651-0064 TEL 078-221-0265
9	兵神浄化（有）	森本 武司	神戸市中央区脇浜町2丁目10-14 〒651-0072 TEL 078-242-5345
10	（株）ホカリ	渡部 一二	西宮市室川町8-27 〒622-0863 TEL 0798-71-5011
11	横山興業（株）	山口 進	三木市細川町瑞穂字才ノ前1652 〒673-0701 TEL 0794-88-2061

12	(有) 播磨清掃	押 部 徹	高砂市荒井町小松原 3 丁目 1-33 〒676-0011 TEL 079-443-3141
----	----------	-------	---

ウ 食品循環資源の堆肥化(処分業)

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	大栄環境(株)	金子文雄	大阪府和泉市テクノステージ2丁目3-28 〒594-1144 TEL 0725-54-3061

(2) ごみの減量化・資源化の取組について

ア ごみ資源化奨励事業

ごみの資源化を促進するため「資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱」に基づき、紙類・布類は1kg当たり4円、缶類・空きびんは1kg当たり5円の奨励金を交付した。

また、集団回収システムの安定化を図るため「資源ごみリサイクル活動奨励金交付要綱」に基づき、集団回収運動奨励金交付団体に対して、年間の回収運動の回数と回収量に応じて奨励金を交付した。

(7) 資源ごみ集団回収運動奨励金交付状況

種類(交付単価)	資源化量(kg)	交付額(円)
紙類(4円)	795,528	3,182,112
布類(4円)	35,191	140,764
空き缶(5円)	30,183	150,914
合計	860,902	3,473,790

※申請毎に端数処理した関係で、交付額の合計が合わないことがある。

(i) 資源ごみリサイクル活動奨励金交付状況

奨励金交付件数	93件
奨励金交付金額	4,545,000円

(k) 空きびん回収

地区名	回収量(kg)	交付額(円)
三木	49,060	245,301
三木南	17,337	86,685
別所	20,303	101,515
志染	10,339	51,695
細川	8,640	43,200
口吉川	6,900	34,500
緑が丘	27,328	136,640
自由が丘	40,340	201,700
青山	17,190	85,950
吉川	27,850	139,250
その他	1,133	0
合計	226,420	1,126,436

※「その他」は自治会未加入地区分につき、交付なし。

イ 古紙自主回収活動奨励制度

資源ごみの集団回収をさらに促進するとともに、資源ごみのリサイクル意識の向上を図るため、「古紙自主回収活動奨励補助金交付要綱」に基づき、古紙の回収を自主的に継続して実施する自治会に対し、補助金を交付した。

奨励補助金交付自治会	80自治会
奨励補助金交付金額	4,445,000円

#### ウ レジ袋削減の取組

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の改正により、令和2年7月にレジ袋が有料化された。市は、改正前からレジ袋削減運動を実施し、市内店舗でのマイバッグ持参率は90パーセントを超えており、環境意識は着実な広がりを見せている。

また、一部の店舗から、レジ袋を販売することで得られた収益金の一部である129,560円の寄附を受け、環境保全基金に積み立てた。

なお、平成25年度からは環境保全基金を活用してマイバッグを作成し、市内に転入される世帯を対象に、ごみの分別方法を説明する際に配布している。

#### (3) 三木市クリーン・ボランティアの活動支援について

市内の道路や公園など公共ゾーンの清掃・美化活動を進めているグループや団体（事前に登録が必要）に対し、その活動を支援するため清掃に必要なごみ袋などの消耗品を支給している。令和3年度末現在では42団体が登録を受け、美化活動に取り組んでいる。

#### (4) 市民トイレの管理について

市民の利便施設として、神戸電鉄三木駅前、三木上の丸駅前、恵比須駅前、志染駅前、緑が丘駅前、三木鉄道記念公園前、三木本町バス停留所前及び市野瀬バス停留所付近の8か所に市民トイレを設置している。清掃等の維持管理については、シルバー人材センター及び民間事業者に委託している。

また、過去に悪質ないたずらが度々発生した、三木本町バス停留所前と三木鉄道記念公園前の市民トイレにおいては防犯カメラを設置している。

#### (5) 不法投棄・野焼きの指導について

不法投棄に対しては、不法投棄禁止看板の設置や定期パトロール等の実施により未然防止に努めているが、不法投棄や野焼き行為が確認された場合は、行為者を特定し指導するとともに、悪質な事案については、県北播磨県民局環境課、警察等の関係機関と連携しながら行政指導を行っている。

また、不法投棄対策事業として、委託事業者による、不法投棄防止パトロール及び不法投棄物の撤去及び処分を実施している。

#### ア 令和3年度 指導件数

区 分		発生(指導)件数
不法投棄	一般廃棄物	8
	産業廃棄物	2
野 焼 き		6
合 計		16

#### イ 令和3年度 不法投棄対策事業不法投棄物撤去件数

区 分		件 数
不法投棄	一般廃棄物	15
	産業廃棄物	2
合 計		17

#### (6) 保健衛生推進協議会について

保健衛生推進協議会は、地域の保健衛生事業を推進することにより、住民の健康づくり及び地域の環境保全に寄与することを目的として設立されている。

令和3年度は保健衛生事業を推進するために、次の委託金を交付した。

- ・保健衛生業務委託料 2,500,000円

## 2 環境保全

よりよい環境づくりを目標に、生活環境を阻害する恐れのある事業に対しては環境保全条例に定める事前協議により指導を行い、環境基本法に定める公害については、事業所の調査、各種環境調査を実施し、公害の未然防止に努めた。

### (1) 環境審議会の開催

環境の保全及び創造に関する基本的事項その他の重要事項について調査、審議するために環境審議会を設置している。

- ・審議会構成 20人以内（各種団体の推薦する者、関係行政機関の職員、学識経験者、市長が適当と認める者、公募による委員）

- ・4月16日開催 第3次三木市環境総合計画（案）について

### (2) 予防対策

ア 三木市環境保全条例等に基づく事前協議（生活環境課所管分）

事前協議の対象	申請件数
駐 車 場 の 設 置	8
土砂等の継続大量運搬	69
土 砂 の 埋 立	0
土 砂 の 採 取	0
ヤ ー ド	0
廃 棄 物 処 理 業	0
遊 技 場（パチンコ店）	0
合 計	77

イ 環境保全思想の普及啓発及び公害防止対策

#### (ア) 環境月間の設定

令和3年度の環境月間は、6月5日を環境の日として、「広報みき」への啓発記事の掲載並びに特定事業所（工場）への調査・指導を実施した。

#### (イ) 公害防止協定による指導

法律及び条例に基づく規制を補完し、地域の実態に即した公害防止対策を進めるため、三木工場公園入居企業（36事業所）と公害防止協定を締結している。例年、この協定に基づき事業所の立ち入り調査及び遵守指導を実施しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、立ち入り調査は中止になった。ただし、公害対策や防止体制等の現状を把握するため、すべての入居企業に自主点検を実施していただいた。

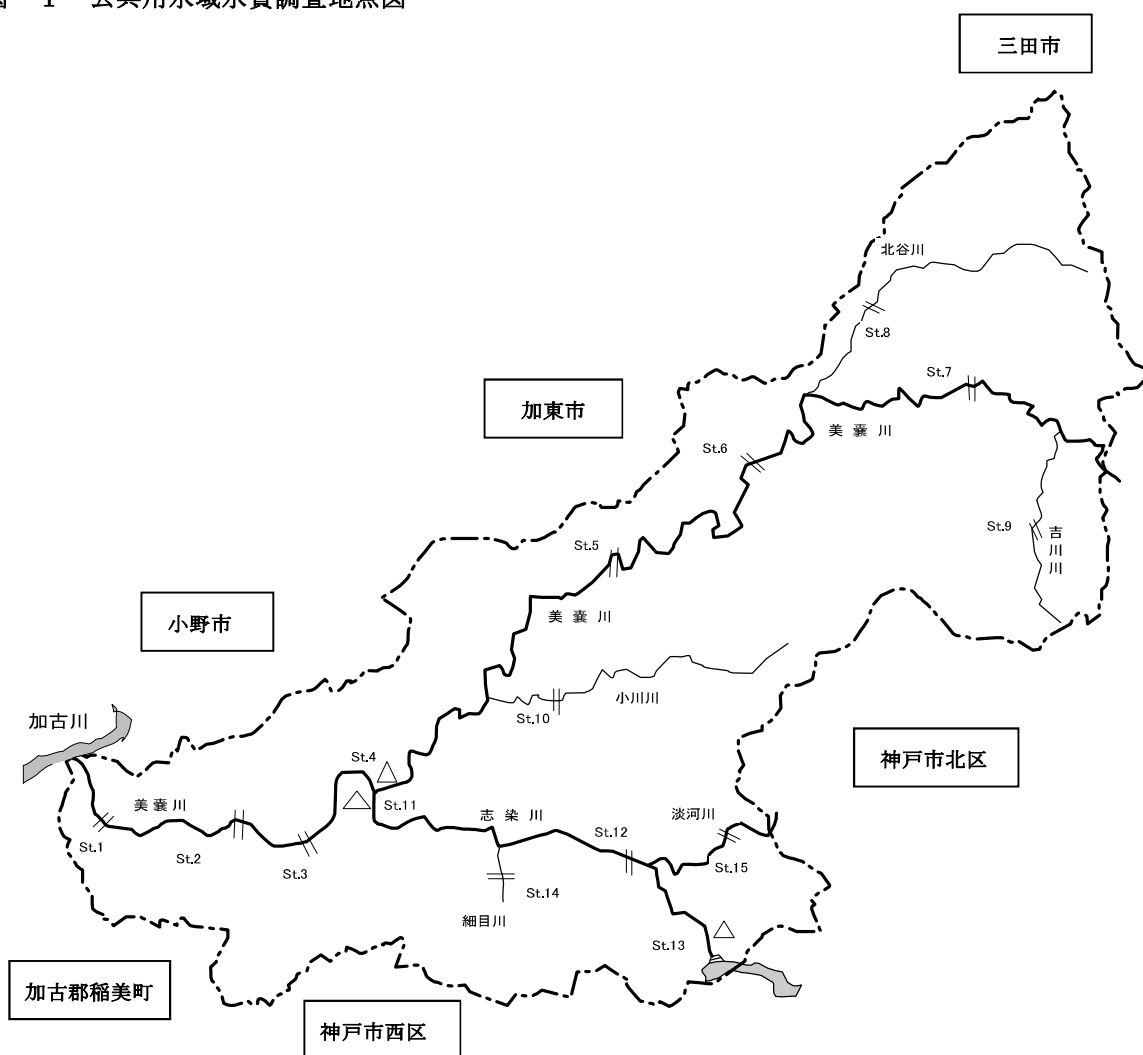
ウ 環境調査の実施状況

#### (ア) 公共用水域水質調査

- ・調査目的 三木市内河川の水質汚濁状況の把握
- ・調査場所 美嚢川ほか7河川15地点（図-1のとおり）
- ・調査期間 令和3年度4月から令和4年3月まで（3か月に1回）
- ・調査結果 測定結果は、表-1のとおりである。

なお、美嚢川には生活環境の保全に関する環境基準の水域類型が指定されていないため、参考としてB類型の基準（表-2）を適用し、生活環境項目の測定地点ごとの達成状況を表-3に示している。環境基準項目のうち、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）については、概ね良好な結果となっている。

図 - 1 公共用水域水質調査地点図



測定点	測定地点名	測定点	測定地点名
St. 1	別所橋	St. 9	昭和橋
St. 2	未広橋	St. 10	小川橋
St. 3	上津橋	St. 11	岩宮
St. 4	久留美	St. 12	御坂
St. 5	東栄橋	St. 13	呑吐ダム下流
St. 6	里脇橋	St. 14	細目橋
St. 7	八幡橋	St. 15	丹生橋
St. 8	小中橋		

表 - 1

## 令和3年度公共用水域水質調査結果

(単位: mg/ℓ、大腸菌群数は MPN/100ml、流量は m<sup>3</sup>/S、汚濁負荷量は kg/日)

項目	河川名										細目川	淡阿川			
	別所橋	未広橋	上津橋	久留美	東栄橋	里脇橋	八橋橋	小中橋	昭和橋	小川橋			岩宮	御坂	香田Δ 下流
一般項目	P H	7.2	7.3	7.6	7.6	7.4	7.8	7.7	8.1	7.9	7.9	7.6	7.7	8.0	8.0
	BOD	2.1	2.9	2.0	2.7	2.2	2.8	3.2	2.6	2.0	1.8	2.0	1.6	1.5	1.7
	COD	5.4	6.8	4.9	7.7	5.6	5.6	7.5	6.9	7.8	5.4	4.3	4.6	3.6	4.2
	D O	9.8	9.2	9.4	9.3	9.1	9.2	9.3	9.7	9.5	8.7	9.4	9.5	9.6	9.0
	S S	16.5	17.0	14.3	24.5	21.5	22.5	28.5	21.5	38.0	25.5	14.8	10.8	6.0	13.3
特殊	大腸菌群数	3.2×10 <sup>4</sup>	2.5×10 <sup>4</sup>	2.1×10 <sup>4</sup>	3.3×10 <sup>4</sup>	2.3×10 <sup>4</sup>	2.9×10 <sup>4</sup>	2.2×10 <sup>4</sup>	1.8×10 <sup>4</sup>	2.0×10 <sup>4</sup>	1.7×10 <sup>4</sup>	1.6×10 <sup>4</sup>	2.0×10 <sup>4</sup>	2.5×10 <sup>4</sup>	1.9×10 <sup>4</sup>
健康項目	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1-1-1トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	塩素イオン	34	38	36	34	36	21	25	31	28	38	20	20	13	19
その他項目	アモニウム性窒素	0.22	0.18	0.32	0.48	0.39	0.36	0.32	0.38	0.26	0.38	0.32	0.30	0.36	0.28
	亜硝酸性窒素	1.6	1.5	1.4	1.8	2.1	1.1	0.7	0.7	0.8	1.1	1.0	0.8	0.7	0.6
	硝酸性窒素	1.0	0.9	1.1	1.3	1.4	1.5	1.4	1.3	0.7	0.8	1.1	0.9	0.9	0.8
	全窒素	1.42	1.46	1.38	1.68	1.65	1.48	1.36	1.36	1.06	1.32	1.26	1.11	1.10	1.10
	リン酸性リン	0.04	0.03	0.04	0.05	0.07	0.08	0.10	0.06	0.07	0.05	0.04	0.03	0.05	0.05
	全リン	0.076	0.075	0.068	0.094	0.103	0.305	0.310	0.103	0.083	0.083	0.059	0.155	0.087	0.073
	MBAS	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
流量	1.86	1.62	1.78	3.63	0.81	0.99	0.85	0.38	0.13	0.33	1.17	2.53	0.62	0.08	1.46
BOD汚濁負荷量	433.56	677.46	399.02	1095.12	196.50	289.83	275.25	105.04	27.90	52.79	250.08	509.11	115.84	10.80	296.70

※ 1 &lt;は、定量下限値未満を示す。

2 表中の数値は次のとおり。一般項目・特殊は平均値を示す。健康項目は最大値を示す。その他項目については全窒素、全リン、流量は平均値、前記以外は最大値を示す。

表 - 2

☆ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適用性	P H	BOD	D O	S S	大腸菌群数
B	水道 3 級	6.5 以上	3mg/ℓ	5 mg/ℓ	25mg/ℓ	5,000 MPN/100ml
	水産 2 級	8.5 以下	以下	以上	以下	以下

※ 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定）

◎水域 加古川下流（篠山川合流点より下流山陽線鉄橋まで）B 類型

※ 公共用水域が該当する水域類型の指定（昭和 60 年 3 月 22 日兵庫県告示第 451 号）

◎水域 志染川（呑吐ダム上流端より上流）B 類型

☆ 人の健康に関する環境基準（測定分）

項目	ホムリム	シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀
基準値	0.03 mg/ℓ 以下	検出されな いこと	0.01 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ 以下
項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1-1-1 トリクロロエタン			
基準値	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下			

※ 基準値は最高値とする。

表 - 3 令和 3 年度生活環境項目の各測定地点の達成状況（％）

項目	美 囊 川								北谷川	吉川川	小川川
	別所橋	末広橋	上津橋	久留美	東栄橋	里脇橋	八幡橋	小中橋	昭和橋	小川橋	
P H	100	100	100	100	100	100	100	75	100	100	
BOD	100	33	100	66	66	66	66	66	100	100	
D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
S S	75	75	75	75	75	75	75	50	75	50	
大腸菌群数	0	25	75	25	25	25	75	50	50	75	

項目	志 染 川			細目川	淡河川
	岩宮	御坂	呑吐下流	細目橋	丹生橋
P H	100	100	100	75	100
BOD	100	100	100	100	100
D O	100	100	100	100	100
S S	75	75	100	100	75
大腸菌群数	75	100	50	25	75

※ 各項目における達成率は、各測定地点における項目ごとの総検体数の内の環境基準を満足している検体数の割合を示している。

(イ) 水質汚濁防止法等に係る特定事業場等の水質測定

- ・調査目的 工場排水を公共用水域に排出している事業所や、三木工場公園事業所からの工場排水を監視し、公共用水域の水質保全を図ること
- ・調査場所 3事業場他1か所
- ・調査期間 令和3年6月と12月の年2回
- ・調査結果 下記のとおり

<排水量の多い事業場>

特に排水量の多い事業場1社について、水質検査を実施した。測定結果を表-4に示している。

令和3年度の測定結果では、排水基準以下であり良好であった。

<メッキ事業場>

有害物質を使用する事業場2社について、水質検査を実施した。測定結果を表-5に示している。

令和3年度の測定結果は、排水基準以下であり良好であった。

表-4 排水量の多い事業場水質調査結果

項目		事業場名	
		A	
		測定月	
		6月	12月
P H		7.4	7.5
BOD		<0.5	<0.5
COD		4.0	3.3
S S		10	5.0
T-N		0.15	0.64
T-P		0.03	0.01
排水基準	P H	5.8~8.6	
	BOD	160(120)	
	COD	130(100)	
	S S	200(150)	

※ ( ) は、日平均値を示す。



表 - 5 メッキ事業場水質調査結果

事業場名 項目		B-1		B-2	
		測定月		測定月	
		6月	12月	6月	12月
P H		7.2	7.0	6.9	6.8
COD		1.9	2.1	14.0	7.2
S S		5.0	12.0	4.0	<1.0
P b		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
T-CN		<0.05	<0.01	<0.05	<0.01
Cr6 <sup>+</sup>		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
T-Cr		<0.02	0.06	<0.02	<0.02
排水基準	P H	5.8~8.6		5.8~8.6	
	P b	0.7		0.7	
	T-CN	0.7		0.7	
	Cr6 <sup>+</sup>	0.35		0.35	
	T-Cr	2.0		2.0	

エ 法令等に基づく特定建設作業の届出状況

公害関係法令等		令和3年度届出数
特定建設作業	騒音規制法	249
	振動規制法	66
	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	124
	三木市環境保全条例	9

オ 法令等に基づく特定施設の設置状況

公害関係法令等		令和3年度届出数	累計	
法律	大気汚染防止法	15(5)	216	
	水質汚濁防止法	7(3)	557	
	騒音規制法	13(0)	1,856	
	振動規制法	6(0)	1,583	
	ダイオキシン対策特別措置法	0(0)	35	
兵庫県環境の保全と創造に関する条例	騒音	8(0)	1,701	
	大気関係	ばい煙	0(0)	58
		粉じん	0(0)	126
		有害物質	0(0)	213
	汚水	0(0)	60	
悪臭	0(0)	15		

※ ( ) は、廃止数を示す。

(3) ヤード対策

「三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例」(平成 28 年 7 月 1 日施行)に基づき立入検査を行った。

令和 3 年度指導状況

立入検査件数	8 件	指導件数	4 件
--------	-----	------	-----

(4) 公害防止対策

公害発生源の現地調査を次のとおり実施し、公害の未然防止及び拡大防止に努めた。

調査の目的	件数	備考
特定工場等の点検	36	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立入検査は中止し、書面にて実施した。
苦情発生に伴う調査	24	随時

(5) 公害苦情の処理

市民の快適な生活環境を守るという見地から、騒音、振動、悪臭などの公害苦情に対し、関係機関と連携し、指導及び処理に当たった。

ア 令和 3 年度公害苦情発生状況

苦情の内容	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	合計
件数	1	8	0	7	0	7	1	24
比率(%)	4.2	33.4	0	29.1	0	29.1	4.2	100.0

イ 令和 3 年度公害苦情処理状況

処理状況	件数	比率(%)
処理済	26	96.3
翌年度へ繰越	1	3.7
合計	27	100.0

ウ 令和 3 年度生活苦情発生状況

苦情の内容	スズメバチ	ヘビ等生き物
件数	94	0
比率(%)	100.0	0

(6) 規制対象施設建築等審査会の運営

市内における遊技場等及びラブホテルの建築等に対して、必要な規制を行い、市民の快適で良好な生活環境及び教育環境の実現と沿道修景の保全を図るため、三木市規制対象施設建築等審査会(以下「審査会」という。)を設置し、「三木市遊技場等及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」で定める重要事項について審査する。令和 3 年度は、審査会を開催していない。

審査会構成 11 人以内(各種団体の推薦する者、学識経験者、市長が適当と認める者、公募による委員)

(7) 環境保全啓発事業

ア 第 5 期地球温暖化対策実行計画の策定

平成 11 年 4 月 8 日に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした第 5 期地球温暖化対策実行計画を策定した。

(7) 計画対象 庁舎及び各施設における電気・ガス・ガソリン・軽油燃料等の使用量

(4) 計画期間 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

(7) 削減目標 令和元年度を基準に令和 3 年度から令和 7 年度までに温室効果ガスの総排出量を 8%削減することを目標とする。

イ クールチョイスの推進

令和3年4月28日に三木市クールチョイス宣言を行い、職員や市民に周知徹底するために研修や市役所来庁者に向けた啓発を行った。また、三木市独自テキストを作成し、セミナーや出前講座を開催した。さらに、取組促進として、環境にやさしい料理レシピコンテスト等を行った。

令和3年度クールチョイス賛同者数 498名(令和4年3月31日現在)

(8) 自然共生型地域づくり事業

ア 増田ふるさと公園の運営管理

人と自然とのふれあいと交流の場として細川町増田地内の溜池周辺に残されている多様な生物種の成育地を保全し、ビオトープ公園として管理している。公園の管理については、増田地区及びNPO法人三木自然愛好研究会へ毎年清掃管理を委託している。

(ア) 位置 三木市細川町増田 819 番地他

(イ) 面積 7,003 m<sup>2</sup>

イ 自然環境保全活動事業

自然環境保全や地球温暖化防止のために自主的な事業を行う団体に助成しました。

令和3年度 2団体

(9) 狂犬病予防対策等

狂犬病予防法に基づき、畜犬の登録及び狂犬病予防注射を行うとともに、犬の正しい飼い方については、兵庫県動物愛護センター三木支所と連携を図り、広報等を通じて啓発に努めている。

なお、吉川支所で取り扱ってきた市によるねこの引き取りについては、兵庫県動物愛護センターからの要請で平成27年3月末に終了している。市民が直接、兵庫県動物愛護センターに持込み、兵庫県動物愛護センターが引き取った数は下欄のとおりである。

令和3年度狂犬病予防注射実施状況

(単位：匹)

畜犬登録数	狂犬病予防注射数	集合注射数	個別注射数
5,328	4,093	567	3,526
ねこ引き取り数		71	

3 空地・空家等の適正管理

空地は「三木市環境保全条例」(昭和51年4月1日施行)、空家等は「三木市空家等の適正管理に関する条例」(平成24年7月1日施行)及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成27年2月26日施行)に基づき、管理不全な状態となった空地・空家等の現地調査を行うとともに、その所有者等に適正管理するよう指導等を行うことにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに努めた。

(1) 令和3年度 条例に基づく空家等の指導状況

調査件数	指導件数	
	草木	建築物
相談 82	53	17

(2) 令和3年度 法に基づく特定空家等の認定及び措置状況

(単位：件)

認定	指導・助言	勧告	命令	代執行
5	4	0	0	0
112	90	7	0	0

※上段：当該年度 下段：累計

(3) 令和3年度 空き家相談窓口の対応状況

相談件数			
管理・権利関係	解体・改修	補助対象調査	売買・利活用
22	6	6	2

(4) 令和3年度 空地の指導状況

相談件数	計画調査件数	指導件数
54	-	31

※指導件数は相談及び計画調査により指導に至った件数

## 4 消費生活

(1) 消費生活苦情相談の実施

消費者被害の発生に伴う苦情の受付と処理について、相談員を置き、消費者からの相談業務を行っている。

令和3年度の相談件数は357件で、前年度より56件減少している。

相談を内容別（重複含む）にみると、契約（解約）に関するものが301件と最も多く、販売方法に関するものが144件、価格・料金に関するものが128件、品質・機能が28件と続いている。

処理状況別	件数	比率(%)	内容分類別	延件数
他機関紹介	0	0.0	安全・衛生	3
助言（自主交渉）	297	83.2	品質・機能	28
その他情報提供	44	12.3	法規・基準	6
斡旋解決	15	4.2	価格・料金	128
斡旋不調	0	0.0	計量・量目	0
処理不能	1	0.3	表示・広告	7
処理不要	0	0.0	販売方法	144
継続処理中	0	0.0	契約・解約	301
計	357	100.0	接客対応	27
			包装・容器	0
			施設・設備	1
			買物相談	0
			生活知識	0
			その他	3

(2) 消費者への啓発

消費者問題に係る相談事例情報を「広報みき」に毎月掲載し、被害にあわないよう広く市民に啓発している。

また、市内各関係機関に対してセミナーの実施及び啓発物品を配布した。

## 5 交通安全対策

(1) 交通安全意識の普及啓発

ア 交通安全教室の開催

家庭、学校、地域、職場等における交通安全教育の推進を図り、交通安全意識と交通マナーの向上に資するため、警察等の協力のもとに「交通安全教室」を行っている。

令和3年度の実施状況は次のとおりである。

〈交通安全教室開催実績〉

区分	回数	参加人数
保育所・認定こども園	12	922
幼稚園	4	95

小学校等	15	1,143
中学校	6	592
高等学校	0	0
高齢者	0	0
その他	2	30
計	39	2,782

イ 交通立番の実施

幼児、児童生徒の登校（園）時の安全確保を図るため、学校周辺の交差点等においてシルバー人材センター委託交通指導員 11 人が交通立番活動を行い、交通マナーの向上と事故防止に努めている。

ウ 交通安全市民運動の展開

「交通ルール わたしが守る 三木のまち」のスローガンのもと、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるための交通安全市民運動として、市、警察署、交通安全協会等の関係機関・団体が協力し、全国交通安全運動及び交通事故防止運動を中心に市民運動を展開している。また、市民の交通安全に対する関心と意識を高めるため、「広報みき」など広報媒体を活用した啓発活動を行っている。

期間を定めて実施する市民運動

運動名	期間	実施要領
春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日	それぞれの運動ごとに要領を定めて実施した。
夏の交通事故防止運動	7月15日～7月24日	
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月1日～12月10日	

交通安全市民運動の主な実施事業の概要

事業名	実施日	場所	備考
三木市交通対策委員会	3月1日		書面決議
三木の安全なくらしを守る市民大会	10月28日	三木山森林公園	
街頭監視大作戦	4月15日 9月29日	信号機設置交差点	
交通安全祈願折鶴配布活動	4月15日 12月2日	豊地交差点	星陽中学校

エ 「三木の安全なくらしを守る市民大会」の開催

三木市において犯罪や交通事故のない明るく住みよいまちづくりを進めるため、第32回「三木の安全なくらしを守る市民大会」を開催した。

開催日 令和3年10月28日（木）

開催場所 三木山森林公園 音楽ホール

実施機関 三木市・三木防犯協会・三木交通安全協会・三木自家用自動車協会・三木警察署激励の会

参加者 三木市民 106人

オ 「みなぎ賞」（三木の安全なくらしを守る市民大会で表彰）

川崎 亮 兵庫県巡査長（三木警察署勤務）

(2) 交通事故発生状況

令和2年及び令和3年中における三木市内での交通事故発生状況は、次のとおりである。

年	人身事故 (件)	物損事故 (件)	合計 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
令和2年	316	2,117	2,433	2	372
令和3年	281	2,146	2,427	0	337
増減	△35	29	△6	△2	△35

※令和3年は令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間を示す。

(3) ロードミラーの設置

交通安全上必要と認められる箇所にロードミラーを設置し、交通事故の防止に努めている。  
令和3年度中に新設及び補修した数は、次のとおりである。

	新設基数	補修基数
ロードミラー	21基	31基

## 6 生活安全対策

(1) 生活安全講習会

市民一人ひとりの生活安全意識の高揚を図るため、老人クラブなどを対象に生活安全講習会を実施している。

令和3年度の開催回数及び参加人数については30回、延べ679人である。

(2) 地域防犯グループ

市民の防犯意識の高揚と生活安全活動を推進するため、市内で活動する地域防犯グループをメンバーとする「三木市地域防犯グループ連絡協議会」を組織し、相互の情報交換や警察など関係機関との連絡調整を行うとともに、研修会等を実施している。現在25の防犯グループが活動している。

(3) 防犯意識の普及

犯罪の発生状況や手口、対策などを警察と連携しながら、「広報みき」等を活用して市民に情報提供している。

(4) 青色回転灯装備車によるパトロール

警察、陸運局の認可を受け、平成17年9月から青色回転灯を交通パトロール車に装備し、市内パトロールを実施している。令和3年度は、延べ69回、207時間のパトロールを行った。

(5) 防犯灯の設置

夜間の防犯対策として、各自治会からの要望をもとに地域の実情に即して防犯灯を設置している。平成23年度からはLED防犯灯を設置している。

なお、令和3年度の防犯灯設置数及び電気料金は、次のとおりである。

防犯灯設置数及び電気料金 (単位: 灯、円)

	設置数(新設数)	年度末現在設置数	うちLED灯数	電気料金
令和3年度	68	10,020	8,614	20,655,164

(6) 防犯カメラの設置補助

防犯カメラの設置補助 (単位: 件、円)

	補助件数	補助金額
防犯カメラ	10	800,000

(7) 犯罪被害者支援

市民のだれもが安心して暮らせるまちづくりの実現を図るため、本市における犯罪被害者等の支援に関し、「三木市犯罪被害者等の支援に関する条例」(平成25年4月1日施行)を制定している。支援を円滑に実施できるよう、「広報みき」等において「ひょうご被害者支援センター」等の相談窓口等の紹介をするとともに、三木被害者支援連絡協議会等において関係機関との情報共有に努めている。

## 7 ごみ循環型社会構築

(1) 次期ごみ処理施設整備基本計画の策定(令和4年3月)

次期ごみ処理施設の施設規模や処理方式及び建設場所等を取りまとめた「次期ごみ処理施設整備基本計画」を策定した。

(2) 各種調査等の実施

次期ごみ処理施設整備において必要となる用地測量及び地質調査を実施した。また、循環型社会形成推進交付金を活用するために、PFI導入可能性調査を実施した。